

令和6年3月14日（木曜日）

予算決算委員会全体会

議会会議室

出席委員

委員全員（45人）

予算決算委員会付託議案

- ・議案第1号 令和6年度姫路市一般会計予算
- ・議案第2号 令和6年度姫路市卸売市場事業特別会計予算
- ・議案第3号 令和6年度姫路市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- ・議案第4号 令和6年度姫路市国民健康保険事業特別会計予算
- ・議案第5号 令和6年度姫路市介護保険事業特別会計予算
- ・議案第6号 令和6年度姫路市後期高齢者医療事業特別会計予算
- ・議案第7号 令和6年度姫路市奨学学術振興事業特別会計予算
- ・議案第8号 令和6年度姫路市財政健全化調整特別会計予算
- ・議案第9号 令和6年度姫路市水道事業会計予算
- ・議案第10号 令和6年度姫路市下水道事業会計予算
- ・議案第12号 令和5年度姫路市一般会計補正予算（第8回）
- ・議案第13号 令和5年度姫路市卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）
- ・議案第14号 令和5年度姫路市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- ・議案第15号 令和5年度姫路市介護保険事業特別会計補正予算（第2回）
- ・議案第16号 令和5年度姫路市奨学学術振興事業特別会計補正予算（第1回）

再開

9時58分

分科会長報告について

9時58分

文教・子育て分科会長報告

議案第1号、令和6年度姫路市一般会計予算のうち、文教・子育て分科会関係について申し上げます。

こども未来局について、第1点は、こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業についてであります。

同事業は、保護者の就労要件を問わず、生後6か月

から満3歳までの未就学児を月10時間まで保育所等に預けることができるもので、中央乳児保育所、市川台保育所及び前之庄こども園の3施設においてモデル実施しようとするものであります。

分科会において、同事業については、「こども誰でも通園制度」という名称から、保護者の期待が大きいと思われる。

定員について、1施設当たり週30人、3施設で週90人を想定しているとのことであるが、応募多数の場合は、どのような対応になるのか。

また、通常の保育における待機児童については、どのように解消しようと考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、定員を上回る応募があれば、抽選により決定したいと考えている。

待機児童については、同事業や一時保育等を利用しつつ、入所を待ってもらうことにはなるが、今後も、認可保育所等に定員の拡大を依頼するなど、教育・保育の提供体制の確保に努めていきたい、とのことでありました。

これに対して、委員から、待機児童が解消されていない状況で同事業を実施するのは課題が多いと思われるが、本格実施に向けてよい制度となるようしっかりと取り組むとともに、誰もが希望する保育サービスを受けられるよう引き続き努められたい、との意見がありました。

第2点は、低所得子育て世帯の大学等受験料・模擬試験受験料助成事業についてであります。

分科会において、大学等受験料の助成については、5万3,000円を上限としているが、複数の大学を受験する場合、受験料を合算して補助申請することができるのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、限度額については、年度ごとの設定であることから、合計して5万3,000円に達するまで助成できる、とのことでありました。

これに対して委員から、同事業は新たに始めようとする制度であることから、助成対象となる世帯に制度の存在やその仕組み等に関する情報が届くよう、しっかりと周知されたい、との意見がありました。

教育委員会については、新規事業である市立小・中学校における不登校児童生徒支援員の配置について

であります。

同事業は、校内サポートルームにおける不登校児童生徒への学習や生活の支援等を行う不登校児童生徒支援員を中学校は全校に、小学校には18校に配置しようとするものであります。

分科会において、小学校については、不登校児童数の多い学校から同支援員を配置するとのことであるが、全校に配置するべきではないのか。

また、学校に行けない児童生徒については、どのように支援していこうと考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、同事業は、事業費の2分の1を県が補助するものであり、補助額については、同支援員を小学校4校に1人の割合で配置する金額となることから、県の補助内容に応じた配置予算となったものである。

同支援員を配置できない学校のうち、不登校児童がいる学校については、学生ボランティアを優先的に配置して、校内サポートルームを支援するとともに、今後、全ての小学校に配置できるよう予算の確保に努めていきたいと考えている。

また、学校に行けない児童生徒については、福祉等の関係機関やフリースクール等と連携を図り、学校以外の居場所も活用しながら不登校対策を進めている、とのことでありました。

これに対して、委員から、不登校の児童生徒が増え続ける中、既存の不登校対策だけでは不十分であると思われる。

新たな取組である同事業については、早期に全小学校に同支援員を配置できるよう予算の拡充に努めるとともに、不登校対策を研究して、実効性のある施策についてはしっかりと予算を確保して実施できるよう取り組まれない、との意見がありました。

厚生分科会長報告

議案第1号、令和6年度姫路市一般会計予算のうち、厚生分科会関係について申し上げます。

市民局については、新規事業である公民館を利用した多世代交流事業についてであります。

同事業は、子どもの公民館の利用促進を目的に、300万円の予算を計上し、15館程度を対象に20万円を上限として実施するものであります。

分科会において、当該事業は、子どもから高齢者まで世代を超えた交流を促進するために、どのような形で実施しようと考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、本年3月1日に、市内全ての公民館に整備が完了したWi-Fiを活用して、寺子屋事業や子ども食堂など、子どもの居場所づくりにつながるような新たな取組に活用してもらうことを考えている。

また、今回の取組をモデルケースとし、他の公民館にも横展開することで、公民館全体の活性化につなげていきたい、とのことでありました。

これに対して委員から、子どもを含めた地域住民が公民館に愛着と理解が持てるよう、創意工夫による新たな取組を有効に活用し、他の公民館にも積極的に周知されたいことを。

また、必要に応じて回線容量を増強するなど、Wi-Fi環境のさらなる整備にも努められたい、との意見がありました。

健康福祉局について、第1点は、新規事業である子どもの育み支援センターの開設についてであります。

同センターは、新たに開設する北保健センター内に設置するもので、場所については、姫路獨協大学内に中央保健センター北分室を移転させ、同大学内に設置する寄附講座と連動し、子どもの発達に係る健診や相談、検査、リハビリなどを一体的に提供するとともに、長期にわたるフォローアップを実施するものであります。

分科会において、現在、本市には障害児・者の相談支援等を行う施設として総合福祉通園センター・ルネス花北があるが、新たに開設する子どもの育み支援センターはどのような位置づけの施設となるのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、ルネス花北は、障害児・者支援の専門的な施設のため、相談するにも若干気後れする可能性があることや、実際に相談できるまでの待機期間も非常に長くなってきていることから、姫路獨協大学と連携し、より気軽に子どもの発達に関する相談ができる窓口として開設するもので、診断やその他の療育につなげていく施設とすることを考えている、とのことでありました。

これに対して、委員から、こどもの育み支援センターの開設に伴い、移転前の施設には高齢者部門に関する相談窓口機能は残り、引き続き看護職が対応することを地域住民に丁寧に周知されたい、との意見がありました。

第2点は、放課後等デイサービス事業についてであります。

このたび新規事業において、同事業の人材確保を促進するため、新たに開設した事業所に対し人件費の一部を助成しようとするものであります。

分科会において、当該事業の利用者は近年急増しているが、本市の事業所数は不足していないのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、令和5年10月1日から適用された姫路市障害福祉サービス等支給決定基準において、放課後等デイサービスの基準支給量を1月当たり14日から19日へ変更したことから、令和6年2月に事業所の利用の実情を確認するため、事業者アンケートを実施したところ、新規利用者を断らざるを得ない、また、利用できない人が増加したなどの意見があることから、事業所数は不足しているものと感じている、とのことであります。

これに対して、委員から、事業所数不足の原因の1つは児童指導員など専門職の人材不足であると思われることから、必要な人材の確保のため、人材の参入及び定着の促進等における有効な措置をしっかりと検討されたい、との意見がありました。

第3点は、生活保護受給者への就労支援の取組についてであります。

分科会において、令和6年度の生活保護費の予算額は、前年度と比較して約2億6,000万円の増となっているが、生活保護受給者に対する就労支援についてどのように取り組んでいるのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、就労能力、就労意欲があり、障害や病気など、就労を妨げるものがなく、適切な就労支援を行えば自立の可能性がある被保護者約150人に対して、就労支援員を活用した支援等を行っており、可能な限り就労による自立の促進に努めている、とのことであります。

これに対して、委員から、生活保護受給とならざるを得ない就労困難者に対しても、生活保護を受けるこ

となく自立することができるよう、きめ細やかな就労支援に取り組まされたい、との意見がありました。

経済観光分科会長報告

まず、議案第1号、令和6年度姫路市一般会計予算のうち、経済観光分科会関係については、新規事業である食品ロス削減の推進についてであります。

本事業は、市内のスーパー等の小売店と連携して、食品ロス削減推進協議会を設置し、賞味期限が近い食品等を回収し、それをフードバンク団体やこども食堂等に寄附することで、生活困窮世帯等への支援とともに事業系食品ロスの削減を推進するものであります。

分科会において、現在、本市では、こども園等でのごみの積込み体験・分別学習に合わせてフードドライブの取組を実施しているが、新たに600万円を予算計上してどのような活動を行おうと考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、本市ではフードバンク活動に取り組む団体が、1つのNPO法人に限られていることから、本事業により、市が小売店から提供された食品等を回収し、こども食堂などに寄附しようとするものであり、同予算は、食品等を回収するための車両や保管のための冷蔵庫などの購入経費として計上している、とのことであります。

次に、議案第12号、令和5年度姫路市一般会計補正予算（第8回）のうち、経済観光分科会関係については、プレミアム付き商品券事業についてであります。

本事業は、物価高騰による市民生活への影響を緩和するとともに、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付き商品券を発行するものであり、このたびの商品券は、市民生活へのデジタルの浸透とマイナンバーカードの普及促進を図るため、デジタルの商品券に限定し、市内在住のマイナンバーカード所有者を対象に販売するものであります。

分科会において、これまで実施したプレミアム付き商品券事業に関しては、紙タイプの商品券を購入していたのは、スマートフォンに不慣れな人や所有していない人が多いのではないかと考える。

特に高齢者については、本市が令和4年に実施した高齢者実態意向調査によると、スマートフォン所有率が5割程度であり、さらに所有していない高齢者の7割以上は持ちたいとも思っていないとのことである。

令和6年度の新規事業においては、初めてスマートフォンを購入する高齢者に対する助成等を行うデジタル・ディバイド対策事業が挙げられているが、同事業と歩調を合わせた取組はできないのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、プレミアム付き商品券事業においては高齢者がスマートフォンを購入するきっかけとなるようデジタル・ディバイド対策事業にも十分に配慮した上で、商品券の購入申込受付期間を設定しており、同事業の所管課とも連携しながら取り組んでいきたい、とのことであります。

これに対して、委員から、プレミアム付き商品券事業の実施に当たってはデジタル・ディバイド対策事業についても併せて説明するとともに、丁寧に周知されたい、との意見がありました。

建設分科会長報告

まず、議案第1号、令和6年度姫路市一般会計予算のうち、建設分科会関係について申し上げます。

建設局については、姫路まちごと緑花大作戦事業費のうち、地域緑化用草花・樹木・資材配布事業についてであります。

同事業は、自治会等の団体の希望に応じて、許可を受けた公園や道路の花壇などに植栽するための草花の苗等を配布するもので、約1,600万円が予算計上されております。

分科会において、高齢化により、今後、草花を植栽することが困難となる団体が増加すると思われるが、花壇が残れば雑草対策が必要となることから、防草シートを配布を検討できないのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、花壇の管理が困難となる団体に対しては、草花の苗ではなく低木の配布や、花壇を撤去するなど、管理が容易になる方法を検討したい、とのことであります。

これに対して、委員から、これまでと同様の活動が難しくなった花壇などを地域で管理しやすくするためにも、その場に即した臨機応変な対策を検討されたい、との意見がありました。

都市局については、総合交通計画推進経費について

分科会において、同経費のうち、播磨臨海地域道路

の関連道路に関する予算は幾らで、どのようなことに支出しようと考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、総合交通計画推進経費約5,300万円のうち当該関連道路に関する予算として、約2,000万円をもって、インターチェンジにアクセスするための道路の予備設計を行うことを予定している、とのことであります。

これに対して、委員から、インターチェンジにスムーズにアクセスできる道路となるよう、交通量調査等を踏まえて、周辺道路における交通渋滞の状況などをしっかりと把握した上で予備設計に臨まれない、との意見がありました。

次に、議案第10号、令和6年度姫路市下水道事業会計予算についてであります。

分科会において、市民向けとなる雨水浸透ます設置助成制度について令和6年度も継続して実施することであるが、令和5年度の本助成制度の申込件数は何件あったのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、市ホームページで雨水浸透ますの効果を掲載するなど、設置促進に尽力したものの、申込件数はゼロ件であった。

今後は、引き続きPRを行うとともに、本助成制度の見直しを検討したい、とのことであります。

これに対して、委員から、尽力したにもかかわらず申込件数がゼロ件であったということは、市民が雨水浸透ますの効果を懐疑的に見ていると言わざるを得ないことから、本事業の廃止を含めた見直しを早急に検討されたい、との意見がありました。

総務分科会長報告

議案第1号、令和6年度姫路市一般会計予算のうち、総務分科会関係について申し上げます。

総務局については、ネットワーク型防犯カメラシステムの構築及び通話録音装置の整備についてであります。

分科会において、来庁者及び職員の安全・安心の確保を図るため、防犯カメラを51台、通話録音装置を450台設置することであるが、それぞれどのように活用しようと考えているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、不当要求行為への対策として、防犯カメラは、本庁舎では来庁者窓口のある1

階及び2階を中心とした所属に、また、出先機関では不当要求行為や警察への通報等が多い施設に整備しようと考えており、職員倫理課において、庁内外問わずライブ映像のモニタリングができ、各所属から連絡があれば、映像を確認し、直ちに必要な対応を取ることが可能となる。

また、通話録音装置は、全ての参事級や主幹級職員への設置をはじめ、各所属には少なくとも1台、さらに窓口のある所属には複数台の電話機に設置しようと考えており、通話途中で録音が必要と判断した際に最初から遡って録音ができる機能を備えていることから、これらの記録を深刻化するカスタマーハラスメント対策に役立てようと考えている、とのことでありました。

これに対して、委員から、職員が取り組むべき業務に注力でき、安心して市民対応ができるような環境をしっかりと整備されたい、との意見がありました。

政策局については、グリーンファミリー制度の創設についてであります。

同制度は、郊外部に移住した若者世帯に対し、最大50万円の移住支援金や、中学生以下の子ども1人当たり最大150万円の子育て支援金を支給するほか、新幹線通勤の交通費を助成するなど、経済的な負担の軽減を図ることで、移住・定住支援を強化するものであります。

分科会において、様々な支援策を実施しようとしているが、どのような人がグリーンファミリー制度を利用すると想定しているのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、同制度は、若い世代におけるU I Jターンの増加を目的としており、進学や就職などで一度は本市から転出したものの、結婚や子どもの誕生、小学校入学などを機に、本市郊外部にUターンしようとする若者のほか、移住先として豊かな自然環境と都市部に比較的近いといった利便性の両方を求める若者が利用することを想定している、とのことでありました。

これに対して、委員から、移住支援金の給付等による経済的負担の軽減だけではなく、交通手段の確保や子育て支援など、移住後の暮らし全般をサポートできるような総合的な移住・定住施策を効果的に行われたい、との意見がありました。

消防局については、庁舎整備事業費のうち、姫路東消防署御国野出張所大規模改修工事についてであります。

分科会において、当該工事により、同出張所内に女性職員の交替制勤務が可能となるよう、仮眠室やトイレなどの女性専用施設を整備する予定はあるのか、との質問がありました。

当局の答弁によりますと、同出張所は敷地が狭く、女性専用の施設整備は困難であり、仮眠室の個室化を検討しているところである。

なお、将来、国道2号の拡幅工事等に伴い施設の移転を検討するようなことになれば、女性専用施設を整備しようと考えている、とのことでありました。

分科会長報告に対する質疑 10時24分
質疑なし

付託議案審査について 10時24分

- ・議案第2号、議案第3号、議案第7号～議案第10号及び議案第12号～議案第16号、以上11件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定。
- ・議案第1号、議案第4号～議案第6号、以上4件については、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定。

委員長報告について 10時29分
・正副委員長に一任することに決定。

閉会中継続調査について 10時30分
・別紙のとおり閉会中も継続調査すべきものと決定。

閉会 10時31分